

広報 **たいし**

TAISHI

No.881

❖ Taishi Town Public Relations

令和6年
2024

12

CONTENTS

まちづくりの集いを開催しました	2～5
固定資産税の届出・申告	6
令和7年4月1日採用 太子町職員の募集	7
水道管の凍結、破損にご注意ください	8
第33回太子の里かるた大会の開催	10

まるで気分はお殿様

(10月27日 歴史資料館

「着物を着てお駕籠に乗ってみよう！」)

太子町公式 SNS



～持続可能なまちづくりに向けて～ まちづくりの集いを開催

9月12日(日)、13日(金)、19日(日)、20日(金)の4日間にわたり、各小学校区を対象に「まちづくりの集い」を開催しました。

昨年度から取組を進めている行財政改革について、町では令和6年3月に「行財政改革推進プラン」を策定していますが、今年度はその前半期間のまとめの年であることから、これまでの取組状況とこれからの事業予定について、各地域の代表(自治会長、PTA連絡協議会)に報告と意見交換をさせていただきました。

参加いただいた皆さんより、事業への質問や課題の提示、提案など、さまざまなご意見をいただき、情報共有を図ることができました。

一部ではありますが、町民の皆さんにその内容をご紹介します。



問い合わせ
企画政策課 ☎ 277-5998

斑鳩地区(9月12日(日))

意見 斑鳩地区は農村部と住宅地との格差があると思いますが、市街化調整区域の緩和により、住宅が建てられるように考えてもらえれば嬉しいです。

答 現在、阿曾地区において、特別指定区域制度を使い、地元のみまちづくり協議会が新規居住可能なエリア指定を行い、民間による開発が行われています。

市街化調整区域で新規居住者区域を設定する方法として、地域と町が協働でエリア設定を行い、県の特別指定区域制度を活用して、新規居住者区域を設定することができます。また、町として守るべき農村風景や環境は守り、活用できる土地については用途変更などにより活用できるように、土地利用を考えています。

あすかホール西側に都市計画道路龍野線という新しい道路ができる箇所について、隣接した土地の用途を見直す予定にしています。現段階では住居地域となっており、住宅地として利用するのが一般的

ですが、買い物ができる施設を誘致すべく、用途地域の見直しを考えています。



▲斑鳩幼稚園運動会の様子

意見 斑鳩幼稚園の今後の在り方について、以前と比べて子どもが減っているように感じます。今後も幼稚園として成り立っていくのか不安に感じています。

答 斑鳩幼稚園について、今年から3歳児を受け入れていくこと、朝の預かり保育の時間を30分延長したことなどにより、今年度の園児数は微増しています。

一方で、幼稚園に通う子どもの数は全国的に減っていますが、太子町では今のところ

意見 斑鳩寺や和らぎ広場について、YouTubeで発信したりするなど、明るいイメージでPRしていけたら良いのではないかと思います。

答 宮本公園に寄贈された宮本武蔵の銅像と併せて、斑鳩寺についてもSNSなどにより情報発信を行っていきます。

また、毎年、観光協会が企画しているバスツアーについても、情報発信を行っていきます。

意見 子どもたちが将来、太子町に戻ってこようと思えるように、太子町の歴史を学校で教え、郷土愛を醸成すべきではないかと思えます。

答 各小学校で「わたしたちの太子町」という副読本を使用した授業を3・4年生で行っています。

また、今年度は斑鳩小学校150周年記念事業を行い、地域の皆さんにもお世話になり、子どもたちは地域との繋がりを大切に感じていると思えます。

ふるさと教育については、小学校や中学校でも、今後とも力を入れていきたいと考えています。



▲副読本「わたしたちの太子町」

石海地区(9月13日(金))

意見 JR山陽本線線路南側の石海南地区には各種店舗がほとんどなく、車に乗れない高齢者世帯の人が不便を感じられています。高齢になると免許の返納や車を手放すことも出てくるため、沖代・米田地区の事業推進に非常に期待をしています。

答 沖代・米田地区につきましては、都市計画道路路保線の整備事業を県が行っている、当該地域は市街化調整区域ですが、令和3年頃から企業誘致に向けて、地域や兵庫県と協議を行っています。

現在、このエリアでは官民連携のもと、民間活力を生かした土地開発を進めていくと考えていて、商業施設の誘致と、産業用地を設置し企業を誘致することを考えています。沖代・米田地区でそれぞれまちづくり協議会を創設し、今年度は事業化検討パートナーというものを決定すべく事業を進めています。



▲まちづくり事業対象区域(沖代・米田)の様子

意見 日本全体が人口減少傾向にあり、太子町においても人口が減少することはやむを得ませんが、一方で太子町は非常に住みよい町だと思えます。

JRや高速道路、自動車専用道路にしても便利です。災害は少なく、治安面も非常に良く、住みやすいところですので、人口減少の速度を少しでも緩やかにすべく、町の規模に応じた人口減少対策を行っていただき、できるだけ減少速度を緩やかにし、元気なまち太子町を継続することが大切だと思います。

答 まちづくりの観点でいいますと、糸井地区の県道付近

は近隣商業地域というエリアですが、新しい道路の整備に伴い、近隣商業地域を拡大していこうと考えています。今回の道路整備を受け、交通事情も大幅に変化します。更により商業施設や住宅などの適切な配置を進め、太子町の玄関口にふさわしい、魅力的な都市空間を創出し、若い人に太子町に住みたいと思ってもらえるよう、町としても事業を進めていきます。



答 当町の規模の自治体で3つの跨線橋を維持していくことは、非常に困難であると判断し、糸井高田橋の完成をもって長金陸橋の廃橋を進めています。

通学路に関しては、地域の意見を極力反映した整備を進めていきますので、PTAの皆さまもご協力をお願いいたします。



▲長金陸橋

意見 長金陸橋の廃橋について、石海小学校には跨線橋を利用して通学している子どもが多くいます。長金陸橋が

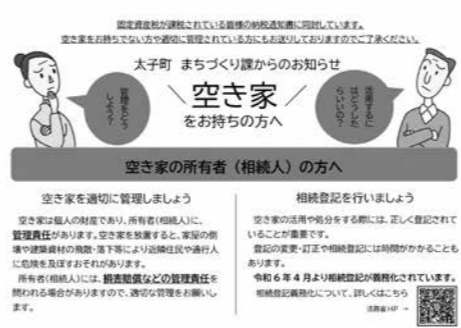
太田地区(9月19日木)

意見 テニスコートの利用料が高いと感じています。ただ単に受益者から負担を取れば良いというものではなく、近隣自治体との整合性も踏まえ、太子町の使用料が著しく高くないようにしてほしいと思います。

答 町公共施設の使用料については、物価変動や消費税率の改定がある中でも一部を除き据え置いてきたため、行財政改革の一環として見直しを進めています。

意見 新たな使用料の設定にあたっては、行政サービスの性質分類に応じた受益者負担率を設定すること、近隣自治体との使用料の均衡を図ること、急激な負担増加を避けるための激変緩和措置を図ることを基本方針としています。町外の人の料金設定も含めて受益者負担を検討していきます。

意見 空き家の活用については、どのような進捗なのか。また、政策のPRはどのようにされていますか。



▲納税通知書へ同封のパンフレット(一部抜粋)

答 令和4年の調査では町内には381戸の空き家があります。太子町全体の空き家率は3.4%であり、兵庫県の空き家率が13.6%であることから鑑みても、太子町は低い数値であるといえます。町としても空き家特区や、空き家に住んでいただけの場合の改修費用の補助などを行っています。

また、空き家・空き地バンクや空き家セミナーを開催し、個人に対しても空き家相談なども実施していますので、ご要望がございましたらお申し出ください。PRにつきましては、ホームページや広報などの外、納税通知書へのパンフレットの同封により、情報提供をしています。

意見 デジタル化推進による業務改革というものは、具体的にどのようなことをお考えでしょうか。自治会は回覧や配布物という非常にアナログな仕事を担っていますが、その辺りのデジタル化を検討していただく必要があるのではないかと思います。

答 今後人口と職員数が減少していく中でも、デジタル技術活用により、現在と同等以上の行政サービスを皆さんに提供していくという取組です。職員数の減少により、住民の皆さんに不便をかけないよ



意見 現在104人が在籍している龍田小学校ですが、転入がなければ、6年後には龍田小学校の全校生徒が37人となる計算です。地域コミュニティにとって小学校は必ず必要であると考えますが、今後、龍田小学校をどのようにしていくのでしょうか。

答 龍田小学校については、学区の再編や小規模を活かした取組を検討すべきとの意見をいただいています。学区の再編は各方面への調整の關係上困難であるため、最も有効であると考えているのは、小規模であることを活かした取組を進めていくということです。

運動や英語などの各分野に特化した特色のある教育を行い、他の小学校区から通うことができる小規模特認校が兵庫県下にもいくつかあり、我々も視察に伺う予定です。一学年20人程度の規模を想定して、学級経営をしやすく学習でも細かく手がゆき届くことに加え、さらに特色ある取組ができればと考えています。



▲龍田小学校3年生いちじく畑見学

意見 広坂では、下校中の子どもたちを公民館に招き入れることにしています。子供会の会長が保護者への連絡や活動の様子をLINEで配信するなど、気配りをしていただいたおかげで保護者にも受け入れていただき、高齢者との交流にもなっています。

広坂では、子どもの数が増えていて、「龍田小学校が好きたったから子どもを通わせたい」と思っていたため、広坂に戻った」という声もありました。

答 公民館に地域の皆さんが居てくださり、子どもから高齢者の人までの交流の場が作



られていくこと、龍田地区、広坂地区の素晴らしさを聞かせていただきました。SNSの活用方法によっては、親御さんの安心に繋がっていると思いますし、子供会活動の活性化という部分にも感謝の気持ちでいっぱいです。今年のサマーフェスティバルにも参加させていただき、龍田地区の地域の皆さんに見守られているという絆の強さを感じたところです。そのような取組が他の地区でもできれば素晴らしいと感じます。龍田小学校だから帰ってきたいと言っていただけの学校にできるようなしたいと思います。

うに、窓口から見えるフロントヤードだけではなく、バックヤードも精査しながら、業務の効率化に取り組んでいきます。

また、広報については、マティオというアプリやホームページでも見ることができるよう、できるだけ広報に情報を入れ込み、極力回覧を減らそうとしています。

今後は、本当に必要な情報を集約した上で、スマホなどを活用したデジタル化により、回覧に頼らない情報提供の検討も必要かと考えています。



▲現状の窓口の様子

意見 今年の4月から休園が決まった龍田幼稚園について、廃園の方向で話が進んでいると伺いましたが、その利活用はどうされるのでしょうか。

答 龍田幼稚園の活用については、令和7年度は町有施設の改修工事に伴う代替施設として、各種行事を実施する予定となっています。令和8年度以降の利活用の方針につきましては現在検討中です。調整区域という特性上できることも限られています。が、幅広い世代の皆さんのご意見を参考に方針を決めていきたいと考えています。



▲休園中の龍田幼稚園

面、現役世代の減少による税収の減少が予想されます。町を取り巻く財政状況は厳しさを増す一途ですが、そのような中でもデジタル化の推進や公共施設のコンパクト化、既存事業のスクラップアンドビルドなどに取り組むことにより、効率的な行政運営をめざし、未来の子ども達の瞳が輝き、あるいは高齢者の方々が本当に安心して過ごすことができる太子町の実現に取り組んでいく所存です。



まちづくりの集いを通して

町長から

この度は今後のまちづくりについて貴重なご意見を賜り、ありがとうございます。私が町長に就任したのは令和4年のことでしたが、太子町にとっては聖徳太子没後1400年の節目の年であり、次の1500年に向けての礎を築くため、令和5年度より行財政改革に取り組んできました。行財政改革のキーワードは「持続可能なまちづくり」です。全国的に人口減少と少子高齢化が進んでいます。若い世代が多い太子町であっても例外ではなく、社会保障費や公共施設の老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれる反

地区ごとの概要
今回開催したまちづくりの集いの地区ごとの概要について、町ホームページに掲載しています。
町ホームページ
まちづくりの集い
を開催しました

一緒にまちの未来を創る
仕事をしませんか

太子町職員募集

- 職種
 - 事務職 1名
 - 土木職（経験者） 1名
 - 幼稚園教諭 2名
 - 保育士 1名



町ホームページ
職員の募集
(総務課)

問い合わせ・申し込み
総務課 ☎ 277-1010
〒671-1592 鯛 280-1

●採用時期 令和7年4月1日付採用
※ただし、前倒しで採用する場合があります。

●受験資格
町ホームページに掲載している試験募集要項をご確認ください。

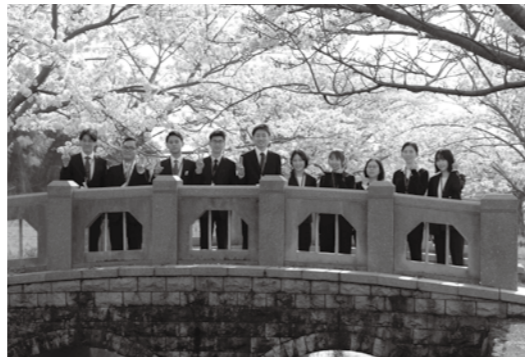
●試験日程
【第1次試験】

日程	職種	試験内容
令和7年1月26日(日)	事務職・ 土木職(経験者)	適性検査・基礎能力試験 (SPI試験)・口述試験(集団面接)
	幼稚園教諭・ 保育士	適性検査・基礎能力試験 (SPI試験)・実技試験

第2次試験以降の詳細は個別通知します。

●受付期間
11月25日(日)～令和7年1月10日(金)

●申込方法
受付は8時30分から17時15分まで(土日祝・
年末年始除く)。郵送の場合は期間内必着とします。
また、必要書類が整っていない場合および受付期
間後の受付は行いません。
※提出書類などの詳細は町ホームページをご覧ください。



豊かな自然が潤いと安らぎを与えます 太子メモリアルパーク(墓園)のご案内

問い合わせ
生活環境課 ☎ 277-1015

自然に囲まれた町立墓園「太子メモリアルパーク」の使用者を募集しています。

●対象
墓地を必要とし、墓碑を建立する予定がある人
※太子町、姫路市およびたつの市に住民登録がない場合は、太子町に住民登録がある人を墓地の管理者に定める必要があります。

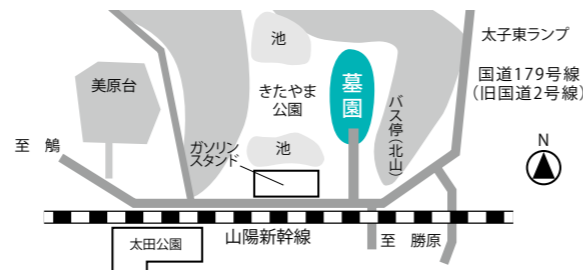
- 募集区画
- ◎4㎡区画(間口1.6m×奥行2.5m)
 - ◎6㎡区画(間口2.0m×奥行3.0m)
 - ◎8㎡区画(間口2.5m×奥行3.2m)

●場所
太子町原 931-1

- 注意事項
- ◎墓碑には申込者氏名を刻印していただきますので、名義貸しや代理申込はできません。
 - ◎空き区画は生活環境課窓口でご確認ください。
 - ◎永代使用料は申込時に一括してお支払いください。また、年間管理料は毎年5月にお支払いください。

●永代使用料・年間管理料 (単位：千円)

区分	永代使用料					年間管理料
	町内申込者			町外申込者		
	4㎡	6㎡	8㎡	4㎡	6㎡	
A	800	—	—	1,040	—	4㎡… 6 6㎡… 9 8㎡… 12
B	720	1,090	1,460	936	1,414	
C	680	1,030	—	884	1,336	
D	640	970	—	832	1,258	
E	600	910	—	780	1,180	
F	560	850	—	728	1,102	



家屋を建てたとき、取り壊したときは届出をしてください

固定資産税(土地・家屋・償却資産)は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

●家屋を建てたとき
適正な課税を行うため、次に該当するときは届出をしてください。

●家屋を取り壊したとき
登記されていない家屋を取り壊したときや、登記家屋の滅失登記が済んでいないときは、町に届出をしない限り、固定資産税が課税されたままとなる場合があります。

令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に家屋を取り壊した場合は、

固定資産税の届出・申告

届出・申告期限

令和7年1月31日(金)

税務課へご連絡ください。
※登記家屋で令和7年1月1日までに滅失登記済みの家屋は届出の必要はありません。

相続人代表者(および固定資産現所有者)指定(変更)届の提出

納税義務者が死亡し、1月1日までに相続登記が完了していない場合は、地方税法の規定により、土地・家屋の現所有者(相続人)に課税されます。納税通知書などを確実に届けるため、相続人の中から、固定資産税の納税通知書や、賦課徴収に関する書類の受取人を決めた上で、税務課へご連絡ください。同時に正式な相続手続きを進めてください。(令和6年4月1日から相続登記が義務化されています。)



法務省ホームページ
相続登記の義務化について

償却資産の申告が必要です

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業に用いることができる構築物、

機械、装置、工具、器具・備品などの有形資産のことで、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。1月1日現在で所有する償却資産には、申告が義務付けられています。所得税、法人税の確定申告でこれらの資産を減価償却の対象として申告している場合は、償却資産として申告してください。

●償却資産の対象とならないもの
自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・貨物自動車・自動二輪車など

- 耐用年数1年未満の償却資産または取得価額10万円未満の償却資産で損金算入したもの
- 取得価額20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの

※再生可能エネルギー発電設備などで一定の要件に該当する資産には、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。詳細は町ホームページをご覧ください。



町ホームページ
固定資産税

申告の対象となる主な償却資産

業種	対象となる主な償却資産
共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース、日よけなど
医(歯科)業・獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業※1	門扉・塀・緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど

※1 不動産貸付業には、アパートや駐車場の貸付なども含まれます。

問い合わせ

税務課 ☎ 277-1014



寒さが本格化する前に対策を 水道管の凍結、破損による 漏水にご注意ください

問い合わせ
上下水道事業所 ☎ 277-3241

冬の冷え込みで、防寒の不十分な水道管は凍結により破損する恐れがあります。適切な対応を心得ておきましょう。

注意が必要な水道管の状態とは

- ①配管部分がむき出しになっている
- ②日が当たらない ③風当たりが強い

防寒の仕方

保温材を巻き、破損しやすい蛇口は完全に包んでください。保温材がない場合は、厚手の布や発泡スチロールなどで代用できます。また、保温材が濡れないように、上からレジ袋やビニールを巻きましょう。

水が凍って出ないとき

自然に溶けるのを待つか、蛇口や水道管にタオルを被せ、上からゆっくりとぬるま湯をそそぎましょう。熱湯をかけると、管や蛇口が破損し給水栓を傷つける恐れがあります。また、凍結で水が出ないときに、蛇口を開いたままにしておくとし水が凍りついてしまうのでご注意ください。

※ご家庭の蛇口を全て閉めた状態で、水道メーターにある銀色の小さなパイロットが回り続けている場合は漏水が疑われます。今一度お確かめください。

破損したとき

玄関先や裏口などの地面に設置してあるメーターボックスを開け、止水栓を閉めて、町指定の給水装置工事業者に修繕をご依頼ください（修繕費用は依頼者の負担です）。

長期間の留守、空き家をお持ちの場合

ご不在の間に、配管が凍結などにより破損する恐れがあります。長期間使用されない場合は、「閉栓（休止）」を届け出てください。

地下埋設などの配管の漏水により料金が高額になったとき

修理業者を通じて漏水による水量認定申請が行えます。状況に応じて、一部減額（還付）の対象となる場合があります。なお、同一メーターによる漏水認定の申請は、前回の認定を受けた日から1年以内はできません。

みんなでつくる共生社会 障害者週間および人権週間

申込先・問い合わせ
社会福祉課 ☎ 277-1013 企画政策課 ☎ 277-5998

12月3日(火)～9日(月)は障害者週間

毎年12月3日から9日の1週間を障害者週間と位置付け、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会や経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

本町では、さまざまな取組を通じて、差別の解消、人権の確保について考え、理解を深めるため、町内障害福祉サービス事業所などの利用者が商品販売などを行います。

商品販売について

- 日 時 12月6日(金) 10時～12時
- 場 所 役場街道交流広場



12月4日(水)～10日(火)は人権週間

インターネット上における誹謗中傷など、さまざまな人権問題が依然として存在しています。

12月4日から10日までの1週間を「第76回人権週間」と定め、人権尊重意識のさらなる普及高揚を図ります。町では差別の解消や人権についての理解を深めるため、周知チラシや啓発物資の配布を行います。

啓発物資の配布について

- 期 間 12月4日(水)～10日(火)
- 場 所
▷ 12月4日(水)～10日(火)
役場行政棟1階エントランスホール、情報ギャラリーなど
- ▷ 12月5日(木)① 14時30分～15時
② 15時30分～16時
① マックスバリュエオンタウン太子店(東出262-1)
② マックスバリュ太子南店(蓮常寺281-2)

人権相談および行政相談について

- 日 時 12月5日(木) 13時30分～16時30分
- 受 付 企画政策課

「虐待かも?」と思ったら迷わず通報

高齢者・障害者虐待

問い合わせ

高年介護課(地域包括支援センター)

☎ 2776-6639

社会福祉課(障害者虐待防止センター)

☎ 2777-1013

虐待の種類

- 身体的虐待(暴力)
 - ・しつけのつもりでたたき、ける、つねる
 - ・ベッドや車いすに縛りつけるなど
- 心理的虐待(精神的な苦痛を与える)
 - ・怒鳴る、悪口を言う、侮辱を込めて子ども扱いをする
 - ・話し掛けても意図的に無視する など
- 介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)
 - ・ごはんを食べさせない
 - ・おむつを替えない
 - ・劣悪な環境の中に放置する など
- 経済的虐待(金銭搾取)
 - ・日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない
 - ・不動産や年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など
- 性的虐待
 - ・わいせつな行為をする、させる
 - ・懲罰的に下半身を裸にして放置する など

虐待を防ぐために

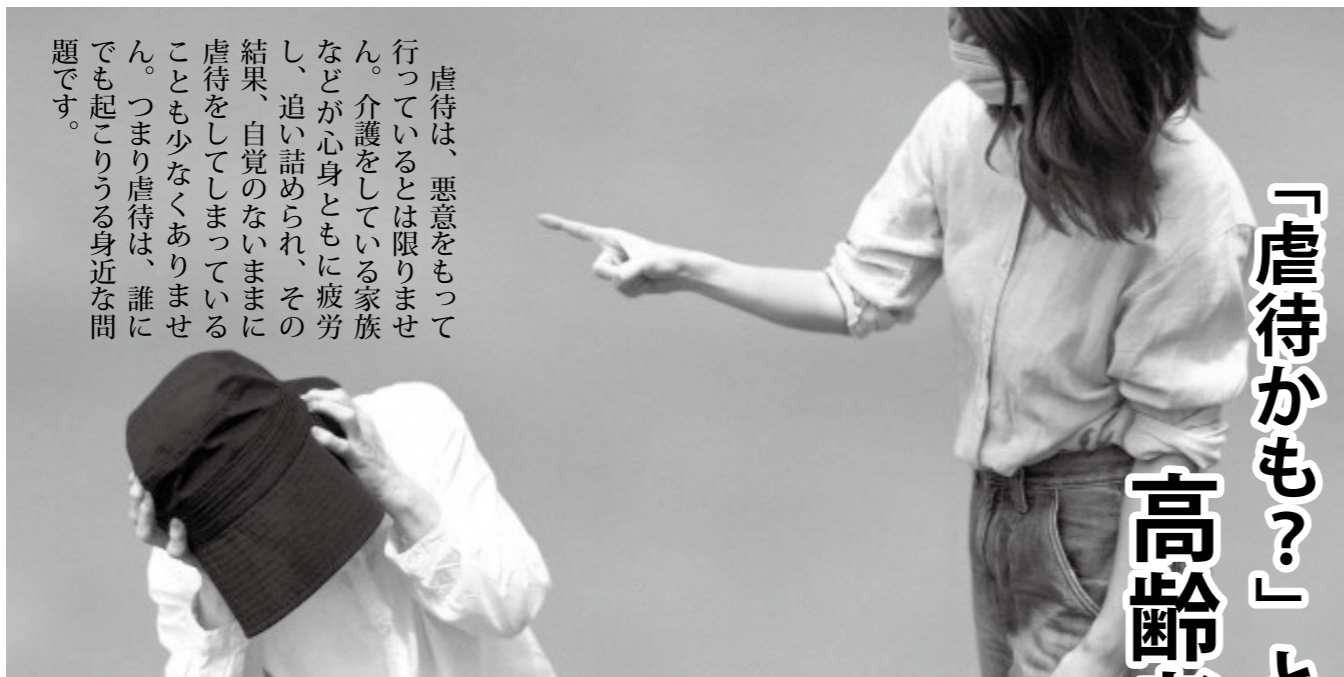
介護負担を一人で抱え込まないようにしましょう
介護は考える以上に変えます。例えば認知症の高齢者の場合はなかなか思いが伝わらず、一生懸命に取り組むあまり、大声をあげてしまうことも少なくありません。そして、介護者自身が心身ともに疲れ果て、追い詰められることで虐待につながる可能性があります。悩みは一人で抱え込まず、家族や信頼できる友人、ケアマネジャーなどの専門家に話をしてみましょう。話をするだけでも気持ち楽になることもあります。

「虐待かも?」と思ったら迷わず通報してください

高齢者・障害者虐待は早い時期に第三者が介入するなどして虐待の悪循環を止めることが大切です。地域や施設で虐待を発見した時、「虐待かも?」と思ったら、迷わず相談してください。相談することで虐待を受けている本人を守るだけでなく、虐待を行っている人たちを救うことにもなります。相談いただいた事実を当事者や第三者に不用意に伝えることはありませんのでご安心ください。

虐待の相談・通報窓口

- 【高齢者】高年介護課高年福祉係(地域包括支援センター)
☎ 2776-6639
- 【障害者】社会福祉課障害福祉係(障害者虐待防止センター)
☎ 2777-1013
- 閉庁日(平日夜間、土・日曜日、祝日、年末年始)は宿日直が対応します。緊急の場合は(☎ 2777-1010)にご連絡ください。



虐待は、悪意をもつて行っているとは限りません。介護をしている家族などが心身ともに疲労し、追い詰められ、その結果、自覚のないままに虐待をしてしまっていることも少なくありません。つまり虐待は、誰にでも起こりうる身近な問題です。

下限面積撤廃でも「農地取得時の要件」は？

太子町では、農地法の改正に伴い、令和5年4月1日から、農地取得（農地法3条許可）に係る許可要件の一つである30a以上の耕作（下限面積）要件が撤廃され、その他の許可要件が満たされると、農地が取得できるようになりました。

ただし、農地の権利移動に面積の制限はなくなりましたが、その他の許可要件についてはこれまでと同様ですのでご注意ください。

【3条許可の主な許可要件】

項目	内容
すべて効率利用要件	譲受人（借人）およびその世帯員などが、申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
農作業常時従事要件	譲受人（借人）およびその世帯員などが、農作業に常時（150日以上）従事すること
地域との調和要件	農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと
農地所有適格法人要件 ※法人の場合	農業経営を行うために農地を取得できる農業法人であること

認知症の人への見守り支援

警察庁によると、認知症やその疑いがあり、徘徊などで行方不明になったとして、令和5年に全国の警察に届け出があったのは、前年よりも330人多い延べ1万9039人で、統計を取り始めた平成24年以降、年々増加しています。

認知症の症状には失見当識があり、認知症の進行とともに、今自分が置かれた状況が分かりにくくなります。多くは、時間、場所、人の順に進行します。家や近所、職場、町中で「あの人は困っているのかな」、「もしかしたら認知症かもしれない」と思ったときには、下記のポイントを意識して接してください。

- ・まずは見守る
- ・余裕をもって対応する
- ・声をかけるときは一人で
- ・背後から声をかけない
- ・やさしい、おだやかにはっきりした口調で
- ・会話は本人のペースに合わせて

人から不意に声をかけられると、誰でもびっくりします。背後から声をかけることで相手を怒らせたり、急かしたりして混乱させることがないように気を付けましょう。本人の意思、自尊心を尊重する接し方を心掛けることも重要です。

人権一口メモ

障害は社会の問題？

障がいにはさまざまな考え方があり、正解があるわけではありませんが、一つの考え方として、「障害とは、個人ではなく社会の側にある」という考え方があります。例えば、車椅子の利用者がお店に入る際に、入口までの間に階段があり、中に入れないとします。それは、「歩けない」という個人の機能に問題があるからではなく、階段や段差を「障害・障壁（バリア）」と捉え、その要因によりお店に入ることができないという考え方となります。当然、バリアには、物理的なものや心理的なもの、制度的なものなど、たくさんあります。

障がいのある人々が日々直面している問題としては、生活環境の使いにくさ、就業に関する差別、教育機会への差別など、社会的な要因によるものが多く挙げられます。そして、これらは私たち一人一人の意識と行動により改善することが可能であり、その行為は正に「人権の尊重」と言えるでしょう。

人権は、一人一人の尊厳と自由を守るための基本的な権利です。しかし、社会的な偏見や理解の欠如から、その尊厳や自由が侵害される事案も少なくありません。

2016年、神奈川県相模原市で発生した障がい者施設での無差別殺傷事件は、社会に大きな衝撃を与えました。この事件は、私たちに、障がいのある人に対する否定的な思い込みや差別が、どれほど深刻で悲しい結果を招くのかを痛感させた出来事でした。

この事件からも、障がいのある人々が直面する問題についての理解を深め、身近な環境から変えていくことが、強く求められます。設備のバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリー化が実現しなければ、真の多様性社会と包摂性社会を実現することはできません。

人権は、個々の存在だけでなく、社会全体が関わっているものです。この問題に社会全体として真剣に取り組む解決することは、障がいのある人々だけでなく、誰にとってもよい良い社会の実現につながります。社会の一員として、自分には何ができるのか。改めて自身に問い直したいですね。

参加者とボランティアを募集します

第33回太子の里かるた大会の開催

問い合わせ
社会教育課 ☎ 277-1017

地域住民の皆さんと創りあげてきた「太子の里かるた大会」を今年度も開催します。奮ってご参加ください。日本古来の百人一首に親しみましょう。

また、大会の運営に大会推進委員と一緒に携わっていただけるボランティアを募集します。ご応募をお待ちしています。

- 日時 令和7年1月19日 日 9時～
- 場所 丸尾建築あすかホール中ホール
- 部門
小学低学年の部、小学高学年の部：1チーム3人の団体戦
中学・高校・一般の部：個人戦
※出場は町内在住、在学、在勤者に限ります。
- 申込
参加申込書に必要事項を記載し社会教育課（町立校の小中学生は在籍校）へ提出
※申込書は社会教育課・町内小中高等学校・各地区公民館・丸尾建築あすかホールに設置または町ホームページに掲載しています。
- 申込期限
12月16日 日

- 【ボランティア募集】
- 従事日時 令和7年1月19日 日 8時30分～13時（予定）
- 活動内容 かるた大会の審判、運営補助
- 募集人数 若干名
- 応募方法 社会教育課へ電話申し込み
- 応募締切 12月16日 日



町ホームページ
「第33回太子の里かるた大会」
の参加者を募集します

公共施設年末年始の開館カレンダー

は休み

	12月					1月					
	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
役場 ※1											
地域交流館											
子育て支援センター											
丸尾建築あすかホール	※2										
歴史資料館											
図書館 ※3											
各地区公民館											
南総合センター											
町民体育館		※2									
総合公園陸上競技場・テニスコート・町民グラウンド		※2									
総合公園体験学習施設											
保健福祉会館											
老人福祉センター											
筑紫の丘斎場											
ごみの収集 ※4											
揖龍クリーンセンター ※5					午前のみ						

- ※1 役場が休みの場合でも、婚姻届など届出書類のみ24時間受け付けます。証明書の発行はできません。
- ※2 点検・清掃のため、受け付けのみとなります。
- ※3 12月29日 日 から1月3日 月 まで、返却ポストは利用できません。
- ※4 ごみ出しの日などはごみカレンダーでご確認ください。
- ※5 年末年始は大変混みますので、ごみを直接搬入する場合は希望日の1週間程度前までに揖龍クリーンセンターにご予約ください。（☎ 0791-64-8018）

健康ひろば

Schedule

12月

相談

こころの健康相談 12月5日(木)
13時30分～16時30分
※申し込みが必要です。

まちの保健室 12月9日・23日(木)
9時30分～11時30分
保健師と栄養士が健康相談に応じます。

健康チェック相談会 12月11日(木)
9時30分～11時30分
各種計測を行い、保健師と栄養士が健康相談に応じます。

龍野健康福祉事務所の事業

要
申込

健康管理課

栄養相談 ☎ 0791-63-5677
12月9日(木)
10時～11時30分
栄養に関する専門的な相談、食品の栄養表示の方法と活用の相談などに応じます。

エイズ・肝炎相談 ☎ 0791-63-5140
(HIV・肝炎ウイルス検査)
12月10日(木)
13時15分～14時30分
(検査・相談は原則無料・匿名可)

地域保健課

こころのケア相談 ☎ 0791-63-5687
12月6日(木)
13時～15時
精神疾患、認知症、アルコールの問題など、こころの問題でお悩みの人やその家族が対象です。

※母子健康手帳の交付、妊婦健康診査助成券の交付は随時行っています。妊娠が確認できればお早めにさわやか健康課へお越しください。

問い合わせ・事業場所

さわやか健康課 (保健福祉会館)
☎ 276-6630 FAX 276-6631

※栄養相談・エイズ・肝炎相談・こころのケア相談については、問い合わせ・事業場所は龍野健康福祉事務所となります。

健康診査

★対象者に個人通知

乳児健康診査 12月25日(木)
対象 令和6年8月生まれ
受付時間 13時15分～14時15分

1歳6カ月児健康診査 12月18日(木)
対象 令和5年4月～5月生まれ
受付時間 13時～14時15分

3歳児健康診査 12月4日(木)
対象 令和3年6月生まれ
受付時間 13時15分～14時15分

教室

ままるぼ 令和7年1月9日(木)
対象 産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
定員 0～5カ月児8組、6～11カ月児8組 (いずれも先着順、申し込みが必要)
受付時間 10時15分～10時25分
内容 ピラティス・講話「発達をうながすベビーマッサージ」
申込期間 12月5日(木)～26日(木)



健康ダイアリー

Health diary

ヤングケアラーを知っていますか？ ～ヤングケアラーって、実は結構身近なのかも～

ヤングケアラーは一見普通の子どもたち。だからこそ、周りが気づき、声をかけ、手を差し伸べるのが大切です。

ヤングケアラーとは

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

- ・障害や病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている。
- ・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
- ・障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ・目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。
- ・日本語が話せない家族の通訳や障害のある家族のために手話通訳などを行っている。
- ・家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。
- ・アルコール、薬物、ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
- ・がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。
- ・障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。
- ・障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーが直面する問題

- ・子どもたちに次のような影響が出る場合があります。
- ・学業への影響：遅刻、早退、欠席が増える、勉強の時間が確保できない など
- ・就職への影響：自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない など
- ・友人関係への影響：友人等とコミュニケーションを取れる時間が少ない など

ヤングケアラーかも…と思ったあなたへ

家族の手伝い、手助けをするのは「普通のこと」と思うかもしれませんが、でも、学校生活に影響が出たり、「こころ」や「からだ」に不調を感じる程の重い負担がかかっていたりする場合は、少し注意が必要です。

「あまり友達と遊べない…」、「寝る時間が足りなく

て…」、「自分の時間がない…」、「学校に行きたくても行けない…」、「希望の進路を選べない…」、「宿題とか勉強する時間がない…」など

もし、悩みを抱えていたら…

相談できる場所が広がっています。つらいときは、学校の先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、親戚など信頼できる周りの大人に頼ることが大切です。

困ったときに一緒に考えてくれる大人は必ずいます。いろいろな相談場所があるので、勇気をもって話してください。

○兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口
兵庫県では、18歳未満の「ヤングケアラー」と18歳以上30歳代前半までの「若者ケアラー」を支援対象としています。
受付時間：月～金曜日9時30分～16時30分
(祝日・年末年始を除く)

☎ 078-894-3989

E-mail : yc@hacsw.or.jp

※LINEでの相談にも対応しています。



○オンライン交流会「ひょうごふうせんの森」
開催場所:Zoom (参加申込は下記二次元コードから)
主催:兵庫県
問い合わせ先:NPO法人ふうせんの会 (運営団体)
☎ 06-4790-8881



【ひょうごふうせんの森
参加申込フォーム】

○太子町
受付時間：月～金曜日8時30分～17時15分
(祝日・年末年始を除く)

こどもえがお課 (こども全般) : ☎ 277-1019
管理課 (学校関係) : ☎ 277-1016
社会福祉課 (障害・生活困窮) : ☎ 277-1013
高齢介護課 (高齢者・介護) : ☎ 276-6639

町民課窓口でマイナンバーカードの申請サポートをしています。また、来庁が困難な場合は自宅へお伺いすることができます。詳細は町民課へお問い合わせください。

開庁時間 平日 8時30分～17時15分

毎日6時30分から23時まで、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアなどで取得できます。※戸籍のみ8時30分から17時まで

NEWS

消防団年末特別警戒

生活環境課

消防団では、地域の皆さんに安心して年末を過ごしていただくため「年末特別警戒」を実施します。

夜間、各地区の消防団員が地域を巡回し、「火の用心」を呼びかけます。

年末年始は空気が乾燥し、火災の発生が増加する傾向にあります。寒くなると火器などを使用する機会が増えますが、取り扱いには十分ご注意ください。

●日程 12月27日(金)～31日(火)



NEWS

第4代太子町観光大使が決定しました

太子町観光協会 277-2566

第4代太子町観光大使に福田 佳那子さん(左)が就任しました。

福田さんは就任にあたり、町の魅力発信に向けた思いや決意を語り、観光大使としての一歩をスタートしました。

なお、今年度から観光大使の活動期間が1年から2年に変更となり、牧野 早世さん(右)に引き続き観光大使として活動いただきます。

これから1年間、お二人でさまざまな魅力を発信・PRして、町をより盛り上げてくれることを期待しています。



また、制度改正に伴い①～③のいずれかに該当する人は申請が必要です。申請がお済みでない人は忘れずに申請してください。

支給月と支給対象月の表

令和7年度龍田幼稚園(休園中)の施設開放中止のお知らせ



町ホームページ 令和6年度児童手当の制度改正

り、大学生年代(平成14年(2002年)4月2日～平成18年(2006年)4月1日生まれ)の児童を含めて3人以上の児童を養育している人

総合公園陸上競技場は、令和7年9月1日から令和8年3月28日の期間、公認更新工事(検定含む)を行うため、工事期間中は施設を使用いただけません。

年末年始の準備と急病時の対応について 龍野健康福祉事務所企画課

緊急に病院に行く必要があるかどうか迷ったときには、かかりつけ医への相談のほか、小児救急医療電話相談窓口を活用しましょう。

令和7年2月17日(金)から所得税・町県民税の申告が始まります。申告は町県民税の賦課資料となるほか、国民健康保険料などを算定する大切な基礎資料となります。

令和7年2月17日(金)から所得税・町県民税の申告が始まります。申告は町県民税の賦課資料となるほか、国民健康保険料などを算定する大切な基礎資料となります。

令和7年2月17日(金)から所得税・町県民税の申告が始まります。申告は町県民税の賦課資料となるほか、国民健康保険料などを算定する大切な基礎資料となります。

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでもどおりの医療を、あなたに。 町民課

資格確認書で保険診療を受けられますのでご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。

認知症本人と家族のつどい(オレンジ広場)創作活動 町民課

年末の交通事故防止運動 生活環境課

児童手当の振込日が変わります 町民課

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

申請いただくことで資格確認書をお届けします。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。

町内に在住の認知症に不安を持つ人やその家族(先着10人) 町民課

令和7年2月17日(金)から所得税・町県民税の申告が始まります。申告は町県民税の賦課資料となるほか、国民健康保険料などを算定する大切な基礎資料となります。

令和7年2月17日(金)から所得税・町県民税の申告が始まります。申告は町県民税の賦課資料となるほか、国民健康保険料などを算定する大切な基礎資料となります。

マイナンバーカード 休日申請・交付窓口のご案内 町民課

資格確認書で保険診療を受けられますのでご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。

人口と世帯 11月1日現在 人口 33,423人 (△5)

納期 期限内に納めましょう。 ◆納期限 12月25日(金)

※収支内訳書、医療費控除の明細書などの書類は町税務課、税務署にあります。また国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)でもダウンロードや作成ができます。

図書館 ☎ 277-1580

12月におすすめの本



決戦！忠臣蔵 葉室 麟 ほか ● 講談社
さやかに星はきらめき 村山 早紀 ● 早川書房
もっと知りたいクリスマス ジョージ・グッドウィン ● 原書房
血管若返りで美しく！「血流」と「代謝」をよくする暮らし
NHK「あさイチ」制作班 ● 主婦と生活社
からだのトラブル解決ごはん 薬膳ひとり鍋
阪口 珠未 ● 自由国民社
ちいさな子供のかぎ針編みウエア ● アップルミンツ
夜ふけに読みたい雪夜のアンデルセン童話
ハンス・クリスチャン・アンデルセン ● 平凡社
ぐりとぐらのおきやくさま
中川 李枝子 ● 福音館書店
クリスマスまであと九日 マリー・ホール・エッツ ● 富山房

移動図書館(木曜日)
12月 10:30~10:50, 11:00~11:20, 14:30~14:50, 15:00~15:20, 15:30~15:50, 16:00~16:20
5日 福地(三反長), 米田, 竹田, 南広
12日 原田, 山田, 太田
19日 坂上, 太田, 塚森, 太子, 吉福

12月の開館日 ×印は休館
開館時間：10時～18時(金曜日は20時まで開館)
日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7
8 9 10 11 12 13 14
15 16 17 18 19 20 21
22 23 24 25 26 27 28
29 30 31

29日回から1月3日迄までは年末年始のため休館。
クリスマス特別おはなしの時間
お父さん、お母さんもいっしょにおはなしを楽しんでください。
●日時 12月21日(日) 11時～(4歳から大人まで)
11時30分～(小学3年生から大人まで)

歴史資料館 ☎ 277-5100

特別公開「釈迦三尊十六羅漢像」 入場無料
科学分析により、真鍮泥で描かれたことが判明した斑鳩寺蔵の重要文化財「紺紙金泥釈迦三尊十六羅漢像」を公開しています。
会期 ～12月8日(日)

臨時休館のお知らせ
常設展への展示替えのため、休館します。
休館日 12月9日(日)～13日(金)

歴史探検隊「龍田地区の文化財めぐり」
日時 12月14日(日)9時～12時(予定)
※総合公園陸上競技場集合・解散
募集人数 25人程度
参加費 100円(保険料)
募集期間 12月4日(日)まで
※小学生の皆さんだけでも参加できますが、小学校3年生以下は、保護者の同伴が必要です。

歴史講座 どなたでも聴講できます。
「歴史的な建物とまちづくりの話」
日時 12月21日(日)13時30分～
場所 丸尾建築あすかホールミニシアター
講師 八幡 充治 さん(兵庫県ヘリテージマネージャー)

古文書講座(初級講座)
古文書に一度は触れたことがあるけれど、もう少し読めるようチャレンジしたい、という人向けに初級講座を開催します。
日時 1月9日・23日、2月6日・20日(日) 14時～15時30分
場所 丸尾建築あすかホール創作室
講師 歴史資料館学芸員
対象者 古文書解読に少し触れたことがある人(初心者) ※辞書などはご自身でご用意ください。
募集人数 20人程度(応募多数の場合は抽選)
申込先 歴史資料館(電話・FAX・メール)
申込期間 12月20日(金)まで

暮らしの情報館

NEWS

ぼうじいのクリスマス会

問 社会教育課
ぼうじいサンタと一緒に暖炉に火をつけましょう。大型絵本の読みきかせや手遊び、クリスマス工作など盛りだくさんの内容です。

- 日時 12月14日(日)10時～(40分程度)
●対象 町内在住の未就学児から小学校低学年の児童
●定員 20人(先着順)
●参加料 200円
●会場 地域交流館はらっぱ「交流ラウンジ」
●募集開始日 11月25日(月)
●申込方法 社会教育課に電話申込



消費生活ワンポイント

フィッシング詐欺に注意しましょう!

問 生活環境課
【事例】
・宅配業者名でSMSが届いた。ちょうど荷物が届く予定だったので、SMSに書かれていたURLをクリックして、記載されていた指示どおりに、IDやパスワードなどを入力した。その後6万円を不正利用されていたことが分かった。
・スマホに利用しているクレジットカード会社から明細確認のメールが届いた。驚いてURLを開いてメールアドレスやクレジットカード番号などを入力した。その後、不安になってカード会社に問い合わせると覚えのない決済があり、8千円が使用されていた。

【アドバイス】
事業者や公的機関など実在する組織をかたるSMSやメールを送り付け、IDやパスワード、暗証番号、クレジットカード番号など、個人情報をだまし取ったうえに、クレジットカードなどを不正利用する「フィッシング」に関する相談が多く寄せられています。最近では巧妙な偽画面も増え、本物と見分けることが困難です。記載されているURLには絶対にアクセスせず、正規のサイトやアプリから確認するようにしましょう。フィッシングサイトに個人の情報を入力してしまうと、不正利用される恐れがあります。絶対に入力してはいけません。困ったことがありましたら、太子町消費生活センター(☎277-1015)にご相談ください。

12月1日は世界エイズデー

問 龍野健康福祉事務所健康管理課
WHO(世界保健機関)はエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として12月1日を世界エイズデーと定め、啓発活動などを実施しています。
龍野健康福祉事務所では、毎月2回、HIV・梅毒無料匿名検査を実施しています。検査は感染の機会から3カ月以上経過してから受けてください(前日までに要予約)。
●検査日・受付時間
原則第2・4火曜日
13時15分～14時30分
●予約方法
龍野健康福祉事務所健康管理課まで電話予約

応急手当普及員養成講習の開催

問 太子消防署
☎276-1191
自らが所属する事業所の従業員や防災組織などの構成員に対して、普通救命講習の指導に従事できる認定資格です。
●日時
令和7年1月31日(金)・2月1日(日)・2月2日(日)
各日とも8時30分～17時30分
●場所
西はりま消防組合(たつの市揖保川町正條279-1)
●対象
西はりま消防組合の構成市町に在住または在勤し、全日受講可能な人
●定員 15人(先着順)
●参加費 3,960円

※テキスト代です。改訂のタイミングにより前後します。

おめでとうございます
天皇賜盃第93回日本学生陸上競技対校選手権大会出場
田中 凛さん
(天理大学・太子東中出身)
第13回全国ソフトバレー・スポレクフェスティバルin宇都宮出場
馬場 要汰さん(東本町)
馬場 あづささん(東本町)
第90回全日本大学総合卓球選手権大会出場
宮本 大輝さん
(専修大学・石海小出身)

相談・窓口・教室

無料法律相談【要予約】
12月11日(日) 13時30分～16時30分
場所・担当 企画政策課
無料税務相談【予約優先】
12月4日(日)13時～16時
場所 役場A301会議室
担当 税務課
人権・行政相談
12月5日(日)13時30分～16時30分
場所・担当 企画政策課
日本語教室(外国人対象)【要申込】
12月7日・14日・21日(日) 13時30分～15時30分
12月7日・21日(日) 15時30分～17時
12月8日・15日・22日(日) 10時～12時
場所 地域交流館スペース1
担当 企画政策課

消費生活相談【電話相談可】

毎週月・水・木・金曜日 9時30分～16時
場所・担当 生活環境課
もの忘れ相談【要予約】
12月24日(日)13時～16時
場所 役場A102会議室
担当 高年介護課
認知症本人と家族のつらい(オンライン広場)お話し会
12月3日(日)10時～11時30分
場所 南総合センター
担当 高年介護課
たいしつ子悩み相談【要予約】
開庁日8時30分～17時15分
場所・担当 管理課
※予約受付時間は随時
心配ごと相談
12月13日・27日(日)13時30分～16時
場所 保健福祉会館相談室
担当 社会福祉協議会

●●● 社会教育・生涯教育 ●●●

参加については事前に申し込みをされた人に限ります。

社会教育課 ☎ 277-1017

たちばな大学一般教養講座

日時 12月18日(金)10時～
場所 丸尾建築あすかホール中ホール
内容 つながりの中で生きること
講師 宮崎 宏興さん(非営利活動法人いねいぶる理事長)

斑鳩公民館 ☎ 277-4550

園芸講座

日時 12月13日(金)14時～
講師 藤田 伸一さん(園芸研究家)

石海公民館 ☎ 277-4511

書道

日時 12月6・13日(金)9時30分～
講師 水橋 溪仙さん

ソーブカービング教室

日時 12月12日(金)10時～
講師 林 睦さん

協力 手をつなぐ育成会

伝筆(つてふで)教室

日時 12月14日(金)9時30分～
講師 円尾 裕子さん

こども茶道

日時 12月14・28日(金)13時30分～
講師 原田 和恵さん

太子町あそびっ子教室「冬の伝筆(つてふで)」

日時 12月21日(金)13時30分～
講師 円尾 裕子さん

太田公民館 ☎ 277-4811

こどもクッキング

日時 12月21日(金)9時30分～
講師 宮中 真智子さん

こども華道

日時 12月21日(金)13時30分～
講師 玉田 恵甫さん(未生流)

健康クッキング

日時 12月24日(金)9時30分～
講師 宮中 真智子さん

龍田公民館 ☎ 276-0044

こども現代アート

日時 12月14日(金)10時～
講師 山口 謙二さん

生涯学習講座

日時 12月18日(金)9時30分～
内容 タイルアート・鍋敷き作り

講師 萩原 雅子さん

材料費 1,000円

定員 10人(原則電話申し込み)

南総合センター ☎ 277-1102

人間の生き方講座 手話通訳あり

「マンガとふるさと」

日時 12月5日(金)9時30分～
講師 前田 賢一さん(漫画家・播州弁研究会会員)

●●● 子育て支援センター「ひまはび」 ☎ 277-3880 ☎ 080-8501-1146 ●●●

自力整体教室

日時 12月16日(金)10時～11時
※10分前にはお越しください。
場所 子育て支援センター「ひまはび」
対象 町内在住の子育て中の保護者
講師 藤尾 知恵さん
定員 8人(先着順)
持ち物 ヨガマット(なければバスタオルで可)、
タオル、飲み物、5本指の靴下(あれば可)
申込受付 12月2日(金)9時30分～(電話申込)
※教室開催日の午前中はセンターの一般開放はありません。

まちの子育てひろば「にこにこ」

日時 12月19日(金)10時30分～11時30分
場所 子育て支援センター「ひまはび」
対象 町内在住の未就学児とその保護者
定員 10組(先着順)
持ち物 飲み物、手拭きタオル
申込受付 12月2日(金)9時30分～(電話申込)
先着順の受付ですが、クラブ員以外の一般の人が優先になります。
※教室開催日の午前中はセンターの一般開放はありません。

自然観察会 つなぐ～る Kids 雨天決行

「ふゆのいきものさがし」
日時 12月27日(金)10時～11時30分
(受付は9時30分～)
場所 体験学習施設(太子町総合公園内)
対象 町内在住の小学生、中学生
定員 20人(先着順)
持ち物 飲み物、タオル、筆記用具
服装 長袖、長ズボン、長靴下、運動靴、帽子
(蜂除けのため、黒色は避ける)
雨天の場合は、合羽、長靴、着替えなども
講師 地域の自然を未来につなぐ会
申込受付 12月2日(金)9時30分～(電話申込)

アイシングクッキー親子体験教室

日時 令和7年1月11日(金)9時30分～11時30分
場所 子育て支援センター「ひまはび」
対象 町内在住の小学生とその保護者
講師 前田 円さん
定員 10組(先着順)
参加費 1,200円(クッキー代含む)
持ち物 エプロン、三角巾、手拭きタオル、飲み物
申込受付 12月2日(金)9時30分～(電話申込)
※教室開催日の午前中はセンターの一般開放はありません。

●●● 丸尾建築あすかホール ☎ 277-2300 ●●●

三世代ライブ館こども劇場 入場無料

～「Xmasパーティー」こども劇場オールスターSP～
日時 12月8日(金)開演10時30分～
場所 丸尾建築あすかホール創作室
出演者 たいしウインドアンサンブル有志、セイ
♥マンマ

音楽紙芝居「あのね、サンタの国ではね…」というお話し。皆さん！覗いてみたいですよ、サンタの国！いろんな曲や楽器が鳴り響き、いよいよ皆さんの歌声の出番が来ます！大きな声でお願いしますね。歌って、リズムきざんで、ステップ踏んで、手の振り覚えて、さぁ盛り上がりパーティーしましょう！！

合唱体験教室

合唱体験教室の参加者を募集しています。初心者でも大丈夫です！大きな声と一緒に歌いましょう♪
日時 令和7年1月11・18日(金)、19日(土)10時～12時
場所 丸尾建築あすかホール創作室
対象 町内在住の児童
募集人数 10人(先着順)
講師 紙田 総子さん、有田 りかさん

参加費 無料
持ち物 飲み物
申込方法 電話または窓口(休館日を除く)
申込受付 12月1日(金)9時～
※参加者には令和7年1月19日に開催することも劇場に出演いただきます。

年賀状コンクール

手づくりの年賀状の作成を通じて、「出す」「もらう」というコミュニケーションの価値や楽しさを実感し、「手書きの良さ」や「手づくりの良さ」に親しむことを目的として、「太子町内小・中学生年賀状コンクール」を開催します。
主催 太子町文化協会
後援 太子町教育委員会・太子郵便局
募集期間 12月16日(金)から令和7年1月12日(土)16時30分まで
応募方法 年賀状は各人が作成し、丸尾建築あすかホール事務所に持参または郵送
賞の内容 中学生の部・小学生高学年の部・小学生低学年の部にそれぞれ優秀賞、文化協会賞、教育委員会賞、太子郵便局賞、佳作を授与
表彰式 令和7年2月1日(金)10時から丸尾建築あすかホールで行います。

●●● 町民体育館 ☎ 277-4800 ・ 総合公園体育施設 ☎ 277-2296 ●●●

第31回ソフトバレーボール大会

日時 令和7年1月26日(金)9時～
場所 町民体育館 アリーナ

不動産のことなら全てご相談ください
【相続サポートの全国ネットワーク】

不動産相続の相談窓口

相続前～売却(賃貸)の相談 空き家対策

初回 **相談無料** ☎079-277-3366
美松ホーム株式会社 太子町東保20-1

漏水調査、修理
水回りのトラブル、
ご相談
太子町指定給水装置工事事業者

株式会社 **ニシカワ水道**
SINCE 1993 東出230-3 太田小学校向い

0120-477-232

広告募集中

- 広報たいし
- 太子町ホームページ

詳細は、企画政策課(☎277-5998)にお問い合わせください。



こころざしに感謝 10月21日(月)

「私の地元応援募金」を寄附いただきました
本町と「健康増進に関する連携協定」を締結している明治安田生命保険相互会社 姫路支社様から「私の地元応援募金」を寄附いただきました。この募金は、豊かな地域づくりへの貢献をめざす活動を進めている同社の「地域の元気プロジェクト」の一環として実施されているものです。いただいた寄付金は、町の健康増進事業などに大切に活用させていただきます。本当にありがとうございました。

つよまる誇りと郷土愛 11月3日(日・祝)

第28回太子あすかふるさとまつり
聖徳太子ゆかりの地であることを誇りに感じてもらい、郷土愛を育んでもらえるように願いを込めて「太子あすかふるさとまつり」と名付けられたこのまつりも今年で28回目を迎えました。今年もたくさんの人にお越しいただき、さまざまな催しを通して、訪れた皆さんの活気や賑わい、笑顔があふれ、思い出いっぱいのイベントになりました。



た いし町出身のタレントさんです 11月7日(木)

NHK「ほっと関西サタデー」番組収録
NHK「ほっと関西サタデー」の番組収録が町内各所で行われ、太子町出身のレポーター 近藤 由紀さんが地元へ帰り、斑鳩寺や檀特山などの史跡や太子みその生産・販売をされている太子加工合同会社さんの加工場、太子みそを使った商品を販売されている飲食店やお店などさまざまな場所を巡りながら、町の魅力をたっぷりご紹介いただきました。



第21回 斑鳩寺鐘楼

元禄6年(1693) 兵庫県指定文化財



斑鳩寺は、戦国時代の天文10年(1541)、火事で全焼してしまうんだ。だけど、みんなの助けで元のように再興されたんだよ。鐘楼を再建したのは、龍野のお殿様だった赤松ひろひで。広英さまは、播磨に攻めてきた羽柴秀吉さまに龍野のお城を明け渡すんだけど、その後、秀吉さまの下で活躍し、但馬の竹田城のお殿様になったんだ。そこで、領内の音のいい鐘を譲り受けて、お米100石と一緒に斑鳩寺に贈り、天正20年(1592)、鐘楼が再建されたんだよ。
残念なことに、その鐘が割れてしまい、江戸時代に鐘を鋳直して鐘楼も作り直したんだけど、今も屋根の上には、広英さまが再建した時の鬼瓦が使われてるよ。



編集・発行 太子町企画政策課
〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鯉280番地1
☎277-5998 FAX 277-2201
※市外局番は特記のない限り「079」です

URL <https://www.town.hyogo-taishi.jp/>
E-mail kikaku@town.hyogo-taishi.jp
Face book <https://www.facebook.com/TaishiLife>
Instagram <https://www.instagram.com/hyogotaishi/>
LINE <https://page.line.me/hyogo-taishi>